

○国立大学法人琉球大学の役員会における特定課題を担当する理事、副理事及び学長補佐について

(令和7年4月2日学長裁定)

国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について(令和7年4月2日学長裁定)第6条に基づき、本法人の役員会における特定課題を担当する理事、副理事及び学長補佐を次のとおり指名する。

課題名	担当理事等氏名	担当部課
上原キャンパス跡地利用	◎福治友英 島居剛志	財務部財務企画課
医学部・病院移転に伴う 諸課題	◎鈴木幹男 福治友英、島居剛志	西普天間キャンパス事務部、 学生部、施設運営部
戦略的広報	◎木暮一啓 小西照子、王怡人、福治友英	総務部総務課
大学の経営改善	◎島居剛志 鈴木幹男、福治友英	財務部財務企画課、西普天間 キャンパス事務部

※「◎」は、主たる担当

附 則

- 1 この学長裁定は、令和7年4月2日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人琉球大学の役員会における特定課題を担当する理事、副理事及び学長補佐について（平成31年4月2日学長裁定）は、廃止する。